

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 河川の名称

荒川水系一級河川吉野川

### 二 廃川敷地等が生じた年月日

平成三十年三月十三日

### 三 廃川敷地等の位置

大里郡寄居町大字富田字花ノ木一三一九番一〇、同郡同町大字赤浜字赤木二六三二番九、同郡同町同大字字沼下二三二四番四及び同郡同町同大字同字二三二四番五

### 四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

六六七・六七平方メートル